

瑞穂市第 2 次一般廃棄物処理基本計画

(令和 6 年度～令和 20 年度)

令和 6 年 3 月

岐 阜 県 瑞 穂 市

瑞穂市第2次一般廃棄物処理基本計画 目次

第1部 計画の基本的事項

| | |
|----------------|----|
| 第1章 計画見直しの主旨 | 1 |
| 1. 計画の位置づけ | 1 |
| 2. 計画の対象範囲 | 8 |
| 3. 計画で扱う廃棄物の範囲 | 8 |
| 4. 計画の期間 | 8 |
| 第2章 前計画の総括 | 9 |
| 1. 前計画の目標達成状況 | 9 |
| 2. 施策の実施状況 | 12 |

第2部 ごみ処理基本計画

| | |
|--------------------|----|
| 第1章 ごみ処理の現状 | 14 |
| 1. ごみ処理体制 | 14 |
| 2. ごみ処理の実績 | 18 |
| 3. アンケート調査結果 | 28 |
| 4. ごみ処理の課題 | 33 |
| 第2章 ごみ処理計画 | 34 |
| 1. 基本の方針 | 34 |
| 2. 数値目標 | 35 |
| 3. ごみの発生量及び処理量の見込み | 37 |
| 4. 目標達成のための施策 | 42 |
| 5. ごみ処理に関する基本的事項 | 45 |
| 6. ごみ処理施設の整備に関する事項 | 49 |
| 7. その他ごみ処理に関し必要な事項 | 49 |

第3部 生活排水処理基本計画

| | |
|-------------------|----|
| 第1章 生活排水処理の基本的事項 | 50 |
| 1. 生活排水処理の現状と課題 | 50 |
| 2. 生活排水処理の将来予測 | 60 |
| 第2章 生活排水処理計画 | 63 |
| 1. 生活排水処理の基本方針 | 63 |
| 2. 生活排水処理に関する基本事項 | 64 |

第4部 計画の推進

| | |
|---------------------|----|
| 1. 脱炭素社会、循環経済に向けた取組 | 68 |
| 2. 計画の推進と公表 | 68 |

資料編

| | |
|-------------------------|-----|
| 資料1 本市の概況 | 71 |
| 資料2 瑞穂市のごみ処理の経緯 | 81 |
| 資料3 生活排水処理の実績及び将来予測 | 110 |
| 資料4 家庭ごみに関する市民アンケート調査結果 | 112 |
| 資料5 パブリックコメント | 168 |
| 資料6 諮問・答申 | 169 |
| 資料7 廃棄物減量等推進審議会 | 171 |

第 1 部 計画の基本的事項

第 1 章 計画見直しの主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

瑞穂市（以下、「本市」という。）は、平成 21（2009）年 3 月に策定した瑞穂市一般廃棄物処理基本計画（平成 26（2014）年 3 月、平成 31（2019）年 3 月に見直し）（以下、「前計画」という。）により、主にごみの分別・リサイクルの観点からごみの減量施策を実施し、ごみの減量化を図ってきましたが、前計画見直しから 5 年が経過し、国内外における社会情勢は大きく変化しました。廃棄物・資源循環の分野においても、脱炭素社会や SDGs（持続可能な開発目標）に対応するための、新たな課題への適切な対応が求められています。

そのため、この度目標年度を迎えた前計画を発展させ、一層のごみ減量・再資源化の実現を目的とした、瑞穂市第 2 次一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）に改定します。

1. 計画の位置づけ

(1) 廃棄物処理関連法令及び関連計画等

本計画と、関連法令及び計画との位置づけを整理すると図 1-1 に示すとおりであり、本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

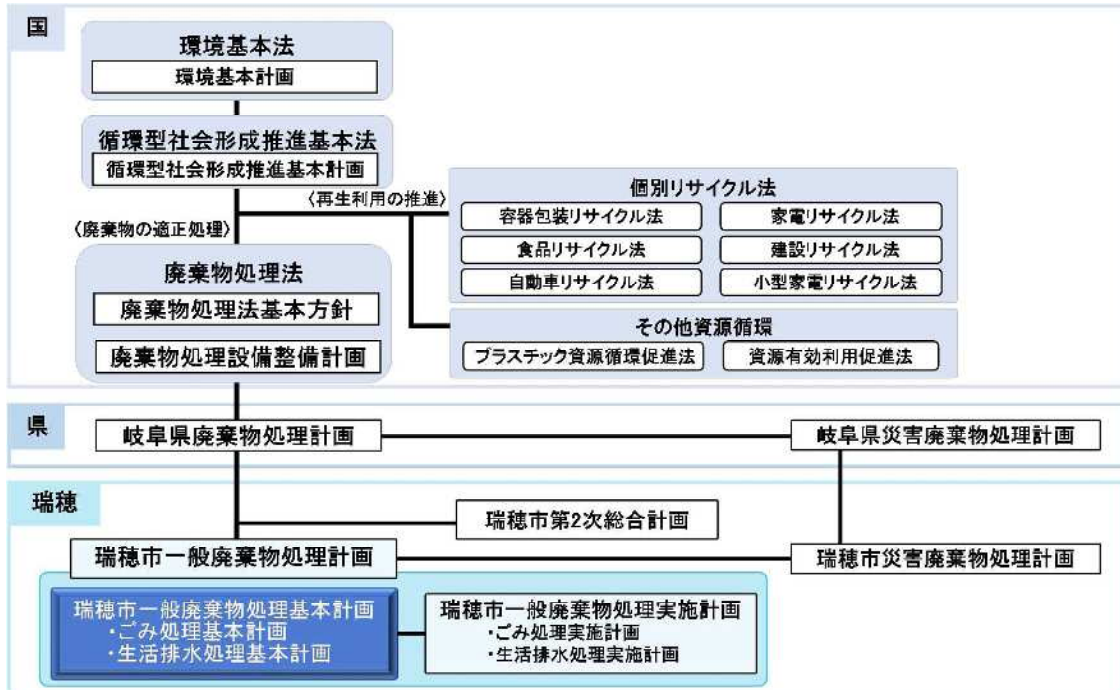


図 1-1 計画の位置づけ

(2) 国際的な関連計画

① SDGs

SDGs は、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、国際社会共通の目標です。



SDGs は、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

国は、平成 28（2016）年 5 月に閣議決定された持続可能な開発目標に係る施策の実施について内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を立ち上げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げています。

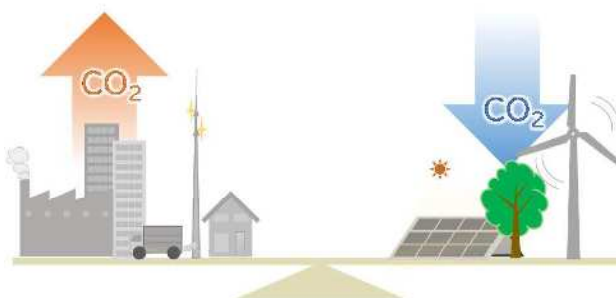
本市では、令和 2（2020）年 3 月に策定した「瑞穂市第 2 次総合計画後期基本計画」において、SDGs 達成に向けた事業を進めていくこととしています。

また、令和 3（2021）年 8 月に市長を本部長とする瑞穂市 SDGs 推進本部を設置し、総合的かつ効果的な取組みを推進しています。

② パリ協定

平成 27（2015）年の国連気候変動枠組条約の締約国会議（通称 COP）で合意された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、そのため、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとるという世界共通の長期目標が掲げられました。

その後、国内でも様々な取組が進められてきましたが、令和 2（2020）年 10 月の内閣総理大臣の所信表明演説において、日本が 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。これを受けて、令和 3（2021）年 3 月には地球温暖化対策推進法が改正されて、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」の目標や、「2050 年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。



令和 3（2021）年 4 月には、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて「2050 年目標と総合的で、野心的な目標として、令和 12（2030）年度に、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことが表明されました。

また、令和 3（2021）年 10 月には、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画が改定されて、カーボンニュートラルに向けた様々な取組が進められています。

本市においても、令和 2（2020）年 6 月に「第 3 次瑞穂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、子どもや孫、将来世代へ持続可能な状態で引き継いでいくための取組を推進しています。

（3）国の関連計画

① 第五次環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。

平成 30（2018）年に策定された第五次環境基本計画では、環境の課題、経済の課題、社会の課題が相互に関連し複雑化してきていることを受けて、これらの課題の「同時解決」を SDGs の考え方を活用しながら実現して、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指しています。

また、SDGs の考え方を含めた将来的な社会像として、各地域が自立分散型の社会を形成して地域の力を高めた上で、それぞれの得意分野を活かして近隣地域等と協力し合う、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。



出典：環境省 地域循環共生圏形成に向けて パンフレット

② 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められます。

国は、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性（将来像）として、7つの柱を掲げ、その実現に向けて概ね令和7（2025）年度までに国が講ずべき施策を示した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成30（2018）年6月に閣議決定しています。



図1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

③ 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の減量とその他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものとしています。

国は、前回の改正（平成 28（2016）年）以降、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、令和 5（2023）年 6 月に告示されました。

表 1-1 廃棄物処理基本方針の目標値

| | 項目 | 令和 7 年度 | 令和 9 年度 |
|-----------------------|-------------------------|-----------------------------|----------|
| 減 量 化 目 標 | 排出量 | 平成 24 年度比 約 16%削減 | — |
| | 最終処分量 | 平成 24 年度比 約 31%削減 | — |
| | 出口側の循環利用率 | — | 約 28%に増加 |
| | 1 人 1 日あたりの家庭系 ごみ排出量 | 440g | — |
| そ の 他 目 標 | 食品ロス | 調査を実施したことがある市町村数を 200 以上に | |
| | 家電リサイクル | 回収体制を構築している市町村割合を 100%に | |
| | 使用済み小型電子機器等 | 再生のための回収を行っている市町村割合を 80%以上に | |

④ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものとしています。

新計画は、気候変動への対応について「2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化」の視点を新たに記載し、「3R・適正処理の推進」については、災害時を含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加し、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させた計画となっております。令和 5（2023）年 6 月に閣議決定されました。

表 1-2 廃棄物処理施設整備計画の目標値

| 項目 | | 2020 年度実績 | 2027 年度 |
|---------------------|-------------------------------|-----------------------|---------|
| 最終処分量 の削減 | ごみのリサイクル率 | 20% | 28% |
| | 最終処分場の残余年数 | 2020 年の水準（22 年分）を維持する | |
| 廃棄物 エネルギー の利用 | ごみ処理施設の発電効率の平均値 | 20% | 22% |
| | 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 | 41% | 46% |

(4) 第三次岐阜県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月）

岐阜県では、廃棄物の減量化と適正処理を推進するための基本方針として「岐阜県廃棄物処理計画」を策定しています。

「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」、「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱にするとともに、「プラスチックごみ削減の推進」、「食品廃棄物削減の推進」、「各主体との連携強化」を重点分野に位置づけて、取組を推進しています。

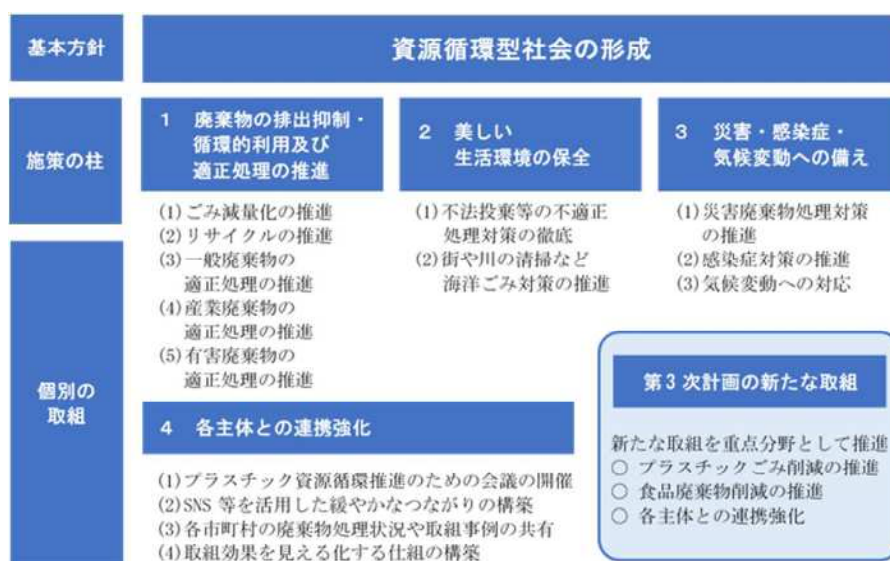


表 1-3 岐阜県廃棄物処理計画の目標値

| 指標 | 令和7（2025）年 | 令和12（2030）年 |
|-----------------------|-------------|-------------|
| 基本的な目標 | | |
| 排出量 | 608千トン | 548千トン |
| 再生利用率（量） | 28%（170千トン） | 29%（159千トン） |
| 中間処理による減量 | 396千トン | 352千トン |
| 最終処分量 | 42千トン | 37千トン |
| プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標 | | |
| 1人1日当たり生活系ごみ排出量 | 629g/人/日 | 595g/人/日 |
| 事業者当たりのごみ削減率（2018年度比） | 5% | 10% |

(5) 本市の関連計画

① 瑞穂市第二次総合計画 後期基本計画（令和3（2021）年3月策定）

瑞穂市が目指す将来都市像、理念、使命など、まちづくりのビジョンを明確化し、政策の基本目標を定め、その実現に向けた市政運営の指針を示すもので、令和2（2020）年度に終了した前期基本計画の施策や事業を検証し、時代や社会の潮流に沿った形でブラッシュアップした後期基本計画が、令和3（2021）年3月に策定されました。

| | | |
|-------------------|--|--|
| 将来像 | 誰もが未来を描けるまち 瑞穂 | |
| 基本視点 | 1. 育（未来） 子ども・地域・産業を育む 2. 住（暮らし） 良好な住環境を維持・向上する 3. 安（守り） 安全・安心な暮らしを守る 4. 活（輝く） まちの資源や人を活かす | |
| 基本目標 | 施策分野 | |
| 1 安全で安心して暮らせるまち | ①治水・防災 ②防犯・交通安全 | |
| 2 便利で快適に暮らせる美しいまち | ①都市基盤 ②交通基盤 ③上水道・下水道 ④自然・衛生環境 | |
| 3 心が通う助け合いのまち | ①地域コミュニティ ②高齢者福祉 ③地域福祉 ④障がい者福祉 ⑤児童福祉 ⑥社会保障 ⑦医療・健康 ⑧人権・平和 | |
| 4 夢あふれ希望に満ちたまち | ①子育て支援 ②学校教育 ③生涯学習・地域文化 | |
| 5 活気あふれる元気なまち | ①農業 ②商工業 ③観光・交流 | |

2. 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、本市全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-3 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

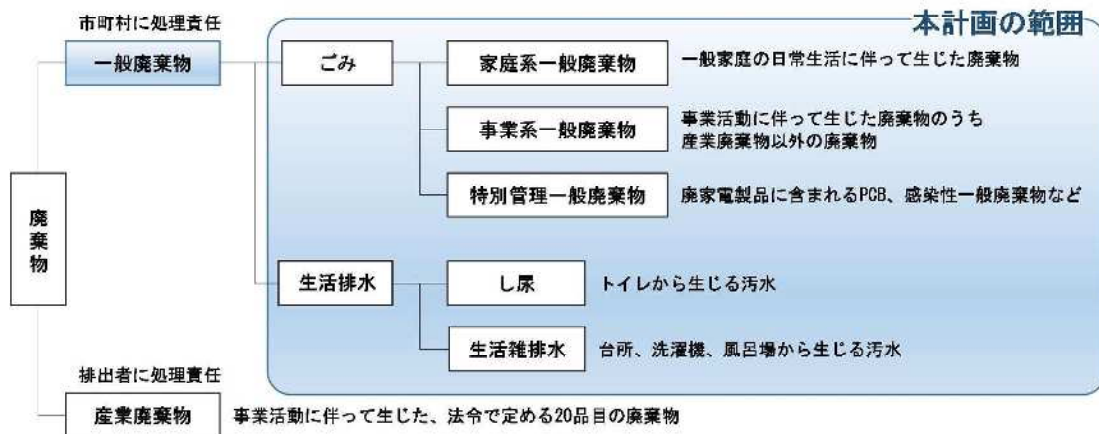


図 1-3 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の期間

ごみ処理基本計画策定指針においては、計画期間は 10～15 年とし、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

本計画は、全体で令和 6（2024）年度から令和 20（2038）年度の 15 年間とし、概ね 5 年ごとに中間目標を立て、見直しを行います。なお、社会経済情勢に変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。



図 1-4 計画の期間

第2章 前計画の総括

1. 前計画の目標達成状況

前計画で数値目標を定めた、1人1日あたりごみ総排出量、1人1日家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、リサイクル率及び生活排水処理率の目標達成状況は、表2-1及び図2-1～図2-5に示すとおりです。

1人1日あたりごみ総排出量及び1人1日家庭系ごみ排出量は、目標値だけでなく、平成29(2017)年度の実績も上回っています。これは、令和2(2020)年度からのコロナ禍の影響により、家庭で過ごす時間が増えたことで、家庭から出るごみが増えたことによるものだと考えられます。

事業系ごみ排出量は減少傾向にありますが、目標値を達成することはできませんでした。

民間回収を含めたりサイクル率は、目標値を達成しています。

また、生活排水処理率は、現時点においては目標値を下回っていますが、微増傾向にあり、目標値に近い状況で推移しています。

表2-1 目標達成状況

| 項目 | 基準値 | 実績値 | | | 目標値 | 達成状況 |
|---------------|--------------|--------------|-------------------|--|-------------------------|------|
| | 平成19年度(2007) | 平成24年度(2012) | 平成29年度(2017) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) | |
| 1人1日あたりごみ総排出量 | 926g | 746g | 697g (約25%削減) | 724g (約22%削減) | 670g (27%削減) | × |
| 1人1日家庭系ごみ排出量 | [425g]※2 | [370g]※2 | 370g | 382g (3.2%増加) | 350g (H29から20g削減) | × |
| 事業系ごみ排出量 | [6,130t]※2 | [5,518t]※2 | 5,247t | 5,099t (148t削減) | 4,847t (H29から400t削減) | × |
| リサイクル率※1 | 16.8% | 19.1% | 17.1% (0.3%増加) | 20.1% ^{注1)} 30.4% ^{注2)} | 30% ^{注2)} | ○ |
| 生活排水処理率 | 49.5%※3 | 49.5% | 56.1% (6.6%増加) | 60.1% (約11%増加) | 61.2% (約12%増加) | △ |

備考：生活排水処理率（汚水衛生処理率）は、計画処理区域内人口（市域における人口）に対する水洗化・生活雑排水処理人口（下水等の集合処理施設人口と合併浄化槽人口の合計）の割合。

※1 前計画後期より、民間回収を含めたりサイクル率を目標値としています。

※2 1人1日家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量については、平成30年度の見直しの際に目標値として設定されたため、参考値として記載しています。

※3 生活排水処理率は、基準年度を平成24年度、目標年度を令和5年度としています。

注1) 基準値と同じ、「環境省の定める集計方法」で算出したりサイクル率

注2) 民間回収を含めたりサイクル率

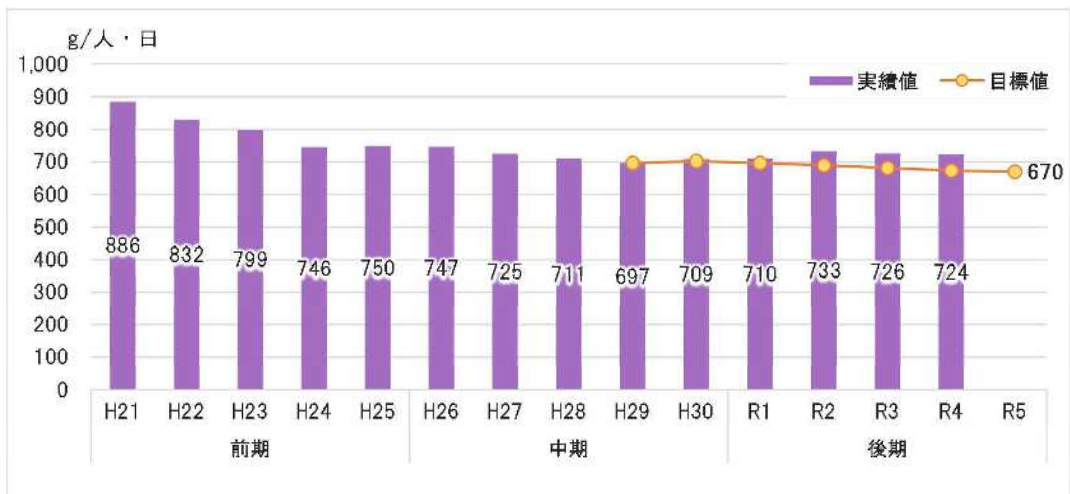


図 2-1 1人1日あたりごみ総排出量の目標達成状況



図 2-2 1人1日家庭系ごみ排出量

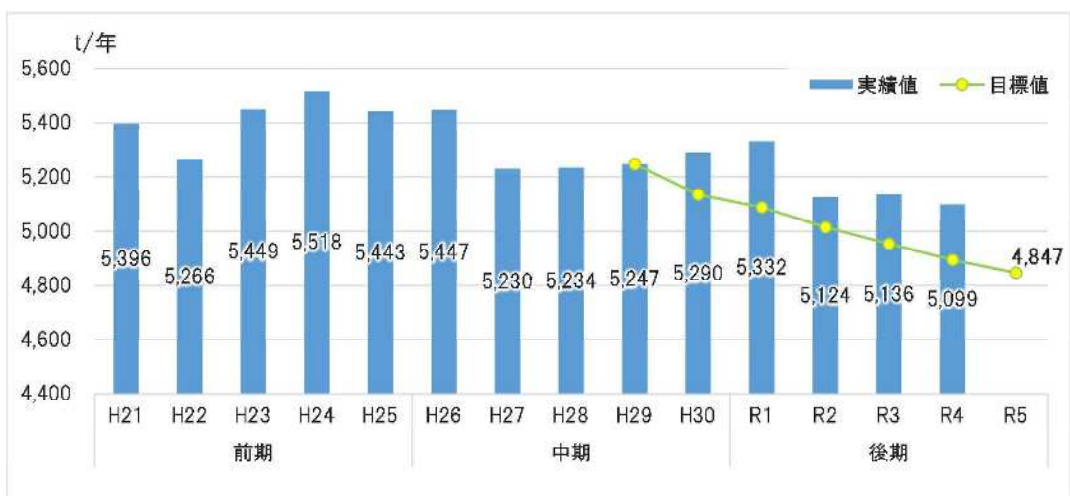


図 2-3 事業系ごみ排出量

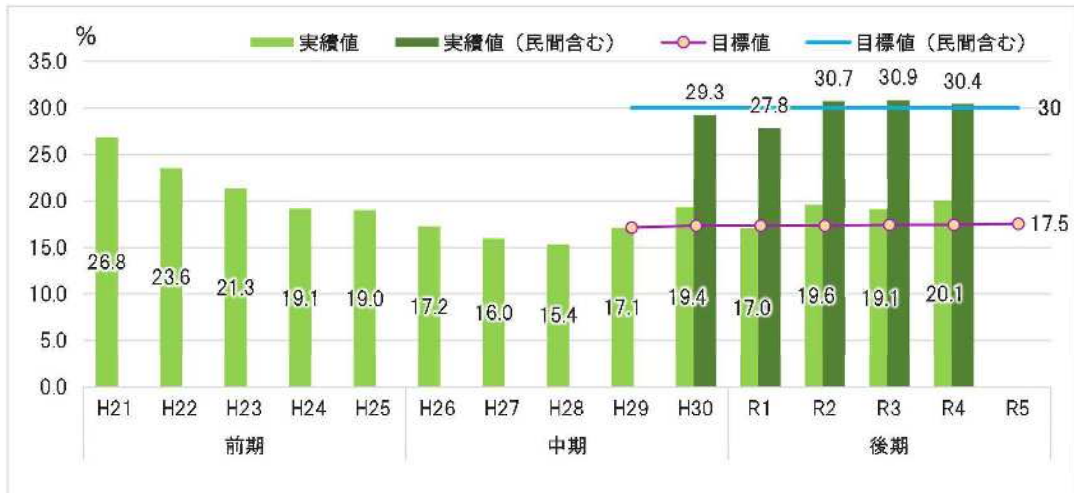


図 2-4 リサイクル率の目標達成状況

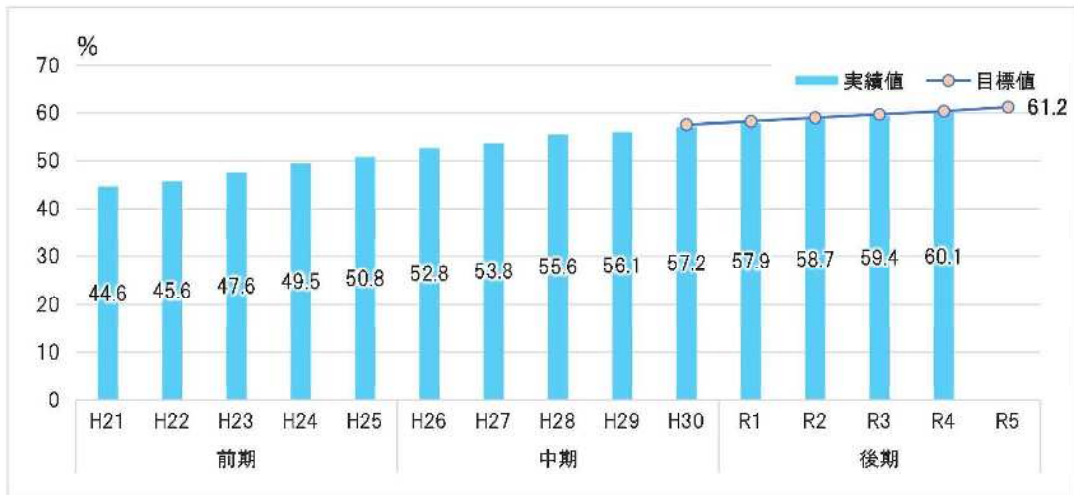


図 2-5 生活排水処理率の目標達成状況

2. 施策の実施状況

前計画で示された施策の実施状況は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2-1 施策の実施状況

| 項目 | No. | 施策 | 実施状況 | 評価 |
|--------------|-----|----------------------------------|---|----|
| 発生抑制のための取り組み | 1 | ステーションでの可燃ごみ及び資源ごみ収集回数の見直し | 検討したところ、可燃ごみの 1 回あたりの収集量や資源ごみ収集回数の増加により、収集費用が増額するため、現状のままの収集回数が望ましいという結論となりました。 | △ |
| | 2 | 小・中学生にごみに関する学習機会の提供 | 学校との連携により、平成 31 (2019) 年度には穂積中学校で職員による出前講座を実施しました。近年はコロナ禍の影響で、申請はありませんでしたが、継続事業として取り組みます。 | ○ |
| | 3 | 家庭での生ごみの減量化などの推進 | 生ごみ処理容器購入補助金制度の活用を広報誌などで周知し、推進しています。 | ○ |
| | 4 | マイバック持参運動の推進 | レジ袋有料化参加店舗などと協働しながら促進し、市でも令和 2 (2020) 年度にマイバックを作成し、全世帯に配布しました。 | ○ |
| | 5 | フリーマーケット等ごみにしない取り組みの推進 | 女性の会が年 2 回実施しているフリーマーケットの開催支援をしています。近年はコロナ禍の影響で活動を中止していましたが、令和 5 (2023) 年度は 2 回実施予定です。 | ○ |
| | 6 | ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供 | ごみ分別手引きについて、令和 3 (2021) 年 3 月に R3 改訂版、令和 4 (2022) 年 12 月に R4 改訂版を出しました。また、ホームページや広報誌にて、分かりやすい情報提供を継続して取り組みます。 | ○ |
| | 7 | 廃棄物減量等推進員と連携した啓発 | 廃棄物減量等推進員と連携し、出前講座などにより市民に対する啓発を行なってきました。近年はコロナ禍の影響で連絡会議を中止していましたが、令和 5 (2023) 年度は 5 月に実施できました。 | ○ |
| | 8 | 事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施 | 事業者が出すごみは、事業系ごみであることを認識してもらうため情報提供や啓発を推進しています。 | ○ |
| | 9 | 多量排出事業者に対する減量化指導 | 西濃環境整備組合に搬入する際、産業廃棄物の疑いがあるごみを積載した車両について聞き取りを行い、適正な廃棄を指導しました。 | △ |

表 2-2-2 施策の実施状況

| 項目 | No. | 施策 | 実施状況 | 評価 |
|-------------|-----|-------------------------------|--|----|
| 資源化のための取り組み | 10 | 粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し | 美来の森にて資源ごみの持ち込みできる種類を増やし、資源回収を実施しています。 | ○ |
| | 11 | 粗大ごみ区分の見直し | 国の認定事業者と協定を締結し、宅配便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施しています。 | ○ |
| | 12 | 民間回収ルートによる資源化量の把握 | 令和元（2019）年より年度末に民間業者の協力のもと、実施しています。 | ○ |
| | 13 | 子ども会・PTAや自治会などによる集団回収の促進 | 各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進しています。 | ○ |
| | 14 | 可燃ごみ組成調査の実施 | 令和元（2019）年度より毎年、可燃ごみを抽出して可燃ごみ中の資源の量を調査しています。 | ○ |
| 収集などの取り組み | 15 | 地域と連携して、収集ステーションの配置や管理のあり方を検討 | 各自治会の廃棄物減量等推進員と連携して、ごみステーションに関する様々な問題点を解決しています。ごみステーションの新設、移設等の際は配置等を自治会長と相談しながら事業を進めました。 | ○ |
| | 16 | 空き容器回収機運用方法の見直し | 空き容器回収機を撤去した場合、ごみステーションの回収量が大幅に増え、回収量に応じて、委託料も増額となるため、継続していくこととします。 | ○ |
| | 17 | 高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討 | 対象者の実態数を把握するのが困難であることから実施できていませんが、今後も調査・検討していきます。 | × |
| | 18 | 粗大ごみ運び出しサービスの検討 | 他市の事例において、運び出す際に内装への損傷、その補償など問題が発生し、対応が困難となり、事業を中止したことから、市としてのサービスは行わず、地域ボランティア団体の活用を推奨していきます。 | ○ |
| | 19 | 市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進 | 環境配慮に関する市の取り組みとして、事務・事業でグリーン購入・契約及び公共事業における温室効果ガスの排出抑制を図る取組等、率先して実行しています。 | ○ |

評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：未実施」

第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

(1) 分別区分

令和 4 (2022) 年度における本市の分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 分別区分 (令和 4 (2022) 年度)

| ごみの種類 | | 内 容 | |
|----------|-------------|---|-----------|
| 可燃ごみ | | 紙ごみ、生ごみ、衣類、靴、ぬいぐるみ、カイロ、乾燥剤、紙おむつ、汚れたプラスチック製容器包装 など (資源ごみに出せず、可燃ごみ指定袋に入るもの。) | |
| 粗大ごみ | | (指定袋) CD、延長コード、おもちゃ、カーテン、加湿器、カメラ、空気清浄機、工具、炊飯器、時計 など (シール) 机、いす、たんす、ベッド、ふとん、ストーブ、自転車、ベビーカー など | |
| 陶磁器・ガラス類 | | 陶磁器類、ガラス類、耐熱ガラス | |
| 資源ごみ | あきびん | 無色透明、茶色、その他 (一升びん・ビールびん・ドリンクびん・割れびん など) | |
| | カン類 | アルミ缶、スチール缶、飲料用以外のカン (一斗缶、菓子缶、スプレー缶 など) | |
| | ペットボトル | PET マークのついているペットボトル (飲料用、酒類用、調味料用) | |
| | プラスチック製容器包装 | プラマークのある容器包装 (包装用フィルム、玉子ケース、トレイ、カップ麺容器、汎用ポリ袋、豆腐容器 など) | |
| | 古紙類 | 新聞・チラシ、雑誌・古本、ダンボール | |
| | 衣類 | 古着、タオル類、着物、ダウンジャケット、革ジャン、スキーウェア | |
| | 剪定木 | 一般家庭及び農業に伴う剪定木 | |
| | 回収機 | 飲料用空き缶 | アルミ・スチール缶 |
| | | ペットボトル | 飲料用ペットボトル |
| | 庁舎回収 | 牛乳パック | 牛乳パック |
| 有害ごみ | | 乾電池、電球・蛍光灯、刃物類、ライター | |
| 収集しないごみ | | 分別していないごみ、消火器、医療系廃棄物、プロパンガスボンベ、農機具、オートバイ、自動車、バッテリー、オイルの残っている缶、家庭用パソコン、家電リサイクル品目、事業系ごみ など | |

出典：瑞穂市ごみ分別の手引き

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図 3-1 に示すとおりです。

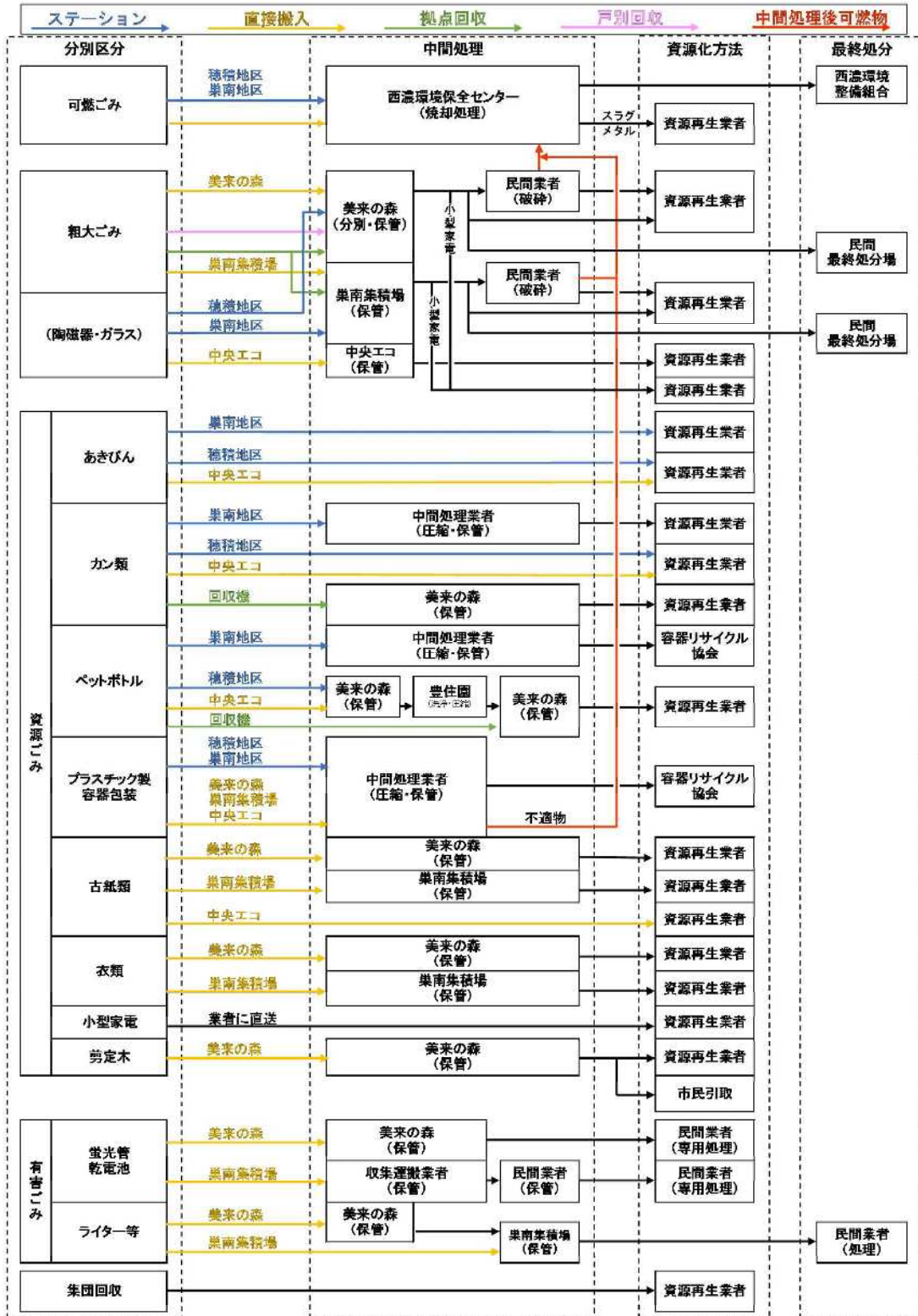


図 3-1 本市のごみ処理フロー (令和 4 (2022) 年度)

(3) 収集・運搬

本市におけるごみの収集・運搬体制は表 3-2 に、粗大ごみ及び資源ごみの搬入施設は表 3-3 に、拠点回収場所は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-2 収集・運搬体制（令和 4（2022）年度）

| 項目 | | 収集形態 | 収集方法 | 収集頻度 | 収集容器 |
|-------------|--------|------|--------|------------------------|------|
| 可燃ごみ | | 委託 | ステーション | 週 3 回 | 指定袋 |
| 粗大ごみ | | 委託 | 戸別収集 | — | — |
| | | 委託 | 拠点回収 | 各拠点月 1 回 | 指定袋 |
| 陶磁器類・ガラス類 | | 委託 | ステーション | 月 1 回 | コンテナ |
| 資源ごみ | あきびん | 委託 | ステーション | 月 1 回 | コンテナ |
| | カン類 | 委託 | ステーション | 月 1 回 | コンテナ |
| | | | 回収機 | — | 回収機 |
| | ペットボトル | 委託 | ステーション | 月 1 回 | コンテナ |
| 回収機 | | | — | 回収機 | |
| プラスチック製容器包装 | | 委託 | ステーション | 月 1 回（穂積） 月 2 回（巣南） | 網かご |
| 有害ごみ | | 委託 | 拠点回収 | 各拠点月 1 回 | コンテナ |

表 3-3 搬入施設

| 名称 | 住所 | 管理・運営 | 品目 |
|----------|------------|----------|-----------|
| 美来の森 | 十九条 382-1 | 瑞穂市 | 粗大ごみ、資源ごみ |
| 巣南集積場 | 居倉 840-1 | 瑞穂市 | 粗大ごみ、資源ごみ |
| 中央エコセンター | 生津天王町 2-50 | 中央清掃株式会社 | 資源ごみ |

表 3-4 拠点回収場所一覧

| 校区 | 回収場所 |
|--------|-------------------------|
| 生津小学校区 | 馬場公園、生津スポーツ広場 |
| 本田小学校区 | 本田コミュニティセンター、本田団地公民館 |
| 穂積小学校区 | 総合センター、柳一色公園 |
| 牛牧小学校区 | 牛牧南部コミュニティセンター、牛牧団地公民館 |
| 巣南中学校区 | 西ふれあい広場、中ふれあい広場、南ふれあい広場 |

(4) 中間処理

本市の可燃ごみは、西濃環境整備組合（以下、「組合」という。）のごみ処理施設で焼却処理が行われています。資源ごみは、ステーション、美来の森及び空き容器回収機で集められ、業者にて資源化されています。

粗大ごみについては、直接搬入（美来の森及び巣南集積場）、戸別収集及び拠点回収の後、分別・保管され、処理業者に処分を委託しています。

表 3-5 西濃環境整備組合（焼却施設）の概要

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 名称 | 西濃環境保全センター |
| 所在地 | 岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1 |
| 面積 | 敷地面積：44,645m ² |
| 処理能力 | 270t/日（90t/24h×3 炉） |
| 処理対象物 | 可燃ごみ |
| 処理方式 | ① 流動床式焼却炉（90t/日×2 炉） ② ガス化高温溶融一体型直接溶融炉（90t/日×1 炉） |
| 運転管理 | 直営（西濃環境整備組合） |
| 設計・施工 | ① 株式会社 荏原製作所、② 新日本製鐵 株式会社 |
| 竣工 | ① 平成 3（1991）年 3 月、② 平成 15（2003）年 12 月 |

出典：西濃環境整備組合

(5) 最終処分

本市は、最終処分場を有していません。このため、可燃ごみについては、組合による中間処理後、組合の最終処分場で処分しており、粗大ごみについては、美来の森で分別・保管後、民間の処理業者に処分を委託しています。

表 3-6 西濃環境整備組合（最終処分場）の概要

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 名称 | 一般廃棄物最終処分場 |
| 形式 | 被覆型最終処分場（クローズド型） |
| 埋立面積 | 2,400m ² |
| 埋立容量 | 19,200m ³ |
| 埋立対象物 | 焼却飛灰、不燃物 |
| 埋立期間 | 平成 28（2016）年（2016）4 月～2031 年 3 月（15 年間） |
| 水処理 | 凝集沈殿＋砂ろ過 |
| 建設期間 | 着工：平成 25（2013）年 11 月、竣工：平成 28（2016）年 3 月 |

出典：西濃環境整備組合